

報道関係者各位

令和8年5月18日（月）

【照会先】

健康・生活衛生局 感染症対策部
感染症対策課

感染症情報管理室長 大塚 和子
課長補佐 小谷 聡司
(直通電話) 03(3595)2257

企画・検疫課

検疫所管理室長 阿部 友喜
(直通電話) 03(3595)2333

**コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱に関する
世界保健機関（WHO）の「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」
の宣言について**

世界保健機関（WHO）は、2026年5月17日（日本時間）、コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」に該当する旨を宣言しました。これを踏まえて、国立健康危機管理研究機構（JIHS）はエボラ出血熱の日本での流行の可能性についてリスク評価を公表しました。

エボラ出血熱は、エボラウイルスによる感染症であり、主として自然宿主のオオコウモリや感染した患者の血液、体液、排泄物との接触を通じて感染します。感染すると、2～21日（通常は4～10日）の潜伏期間の後、発熱、頭痛、筋肉痛等の症状が出現し、進行すると出血傾向、意識障害などの重篤な症状を示し死亡することがあります。致死率はウイルスによって異なり、過去の流行においては25-90%と報告されていますが、これまで日本国内では患者発生の報告はありません。

本リスク評価においては、現在主に発生が確認されている地域が、コンゴ民主共和国国内でも首都から遠隔地の紛争地域であることから、日本との直接往来は限定的であり、現時点で得られる情報からは、日本での輸入症例の発生や、日本国内での伝播の可能性は低く、日本の一般市民が感染する蓋然性は低いことが示されています。

「コンゴ民主共和国およびウガンダにおけるエボラ出血熱の流行について（国立健

康危機管理研究機構（JIHS）」

<https://id-info.jihs.go.jp/risk-assessment/ebola-virus-disease/20260518/index.html>

厚生労働省では、検疫所におけるポスターを作成して注意喚起するとともに、コンゴ民主共和国又はウガンダの感染発生地域に滞在歴がある場合等についても健康監視対象となり、検疫所への健康状態の報告を行うようにするなど、必要な検疫対応の強化を行っています。

引き続き関係省庁と連携をしながら情報収集等対応してまいりますので、国民の皆さまには冷静な対応をお願いします。

（参考）

○厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708.html>

○厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」

<https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/name48.html>

<https://www.forth.go.jp/index.html>

○国立健康危機管理研究機構（JIHS）ホームページ

<https://id-info.jihs.go.jp/infectious-diseases/ebola-virus-disease/index.html>

○エボラ出血熱に関する国際保健規則緊急委員会の声明（WHO）

<https://www.who.int/news/item/17-05-2026-epidemic-of-ebola-disease-in-the-democratic-republic-of-the-congo-and-uganda-determined-a-public-health-emergency-of-international-concern>

【国立健康危機管理研究機構（JIHS）照会先】

国立健康危機管理研究機構（JIHS）

危機管理・運営局 広報管理部 広報企画室

mail : press@jihs.go.jp

TEL : 03-3202-7181 内線 2028